

事務連絡
令和8年（2026年）8月19日

市内計画相談支援事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

指定就労継続支援事業所等における在宅利用時の支援について（周知）

日頃より札幌市の障がい福祉施策の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、就労移行支援と就労継続支援（A型、B型）では、適切なサービス提供を行うために、利用者の状態や訓練の進捗状況等を直接確認しながら、作業に伴う指導や相談等を随時行う必要があり、国において「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン」（障障発1128第1号令和7年11月28日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）（別添1）に基づき、原則として対面での支援を行うものとされています。

また、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における在宅支援の要件遵守の徹底について」（事務連絡令和8年4月13日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長）（別添2）により改めて通知されています。

そのため、札幌市では、指定就労継続支援（A型、B型）事業所、指定就労移行支援事業所等（以下「指定事業所」という。）における在宅利用時の支援（以下「在宅就労支援」という。）に係る留意事項については、「指定就労継続支援事業所等における在宅利用時の支援について」（札幌第4862号令和8年（2026年）3月26日札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長発出通知）（別添3）にて通知し、指定事業所における支援の実施、請求に係る事前の届出を変更しています。

特に、精神障がいにより通所が難しいとされ、かつ、在宅就労支援の開始後1年を超えて実施しようとする場合には、指定事業所以外の計画相談支援や就労選択支援による必要性が確認できることとしており、今後、利用者等から計画相談支援事業所に対し、サービス等利用計画の作成など依頼が増加することも予想されます。

つきましては、利用者を中心においた在宅就労支援の確保に向け、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

（備考）

- 指定事業所や利用者から、「在宅就労が望ましい」という要望があった場合についても、通常のサービス等利用計画と同様、総合的な援助の方針としてサービス等利用計画案を作成いただき、在宅就労が当該利用者にとって望ましい働き方ではないと考えられる場合には貴事業所として見解をお伝えいただきますようお願いいたします。
- 不適切な事例を確認した場合には下記担当まで御連絡ください。
- よくある質問については随時、ホームページの掲載内容を更新していきます。
<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zaitakusyuro/zaitakusyurosmart.html>
- 上記を確認の上、質問がある場合はスマート申請（障がい福祉サービス事業等の指定に関する質問票）によりお願いいたします。

<https://ttzk.graffer.jp/city-sapporo/smart-apply/apply-procedure-alias/situmonhyo/door>

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
障がい福祉課（自立支援担当）TEL：011-211-2938